

会議名称	平成24年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成24年7月31日(火) 14時から16時15分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
出席者	委員	江藤会長、井上委員、大浦委員、谷委員、花形委員、濱田委員、光森委員、山岡委員、横山委員、大槻委員、大和田委員、奥山委員、新城委員、鈴木委員、山本委員、北島委員、茶谷委員
	実施機関	大井区民課長、加藤杉並福祉事務所長、武井障害者施策課長、黒瀬保健福祉部副参事、坂野保健予防課長、塩畑障害者生活支援課長、高橋保健福祉部管理課長、佐々木建築課長、清水交通対策課長、安尾産業振興センター次長
	事務局	関谷情報・法務担当部長、松川情報システム課長、斎藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者	2名	
配布資料	事前	・資料1 平成24年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成24年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・杉並区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

【会議内容】

- 平成24年度第1回会議録の確定
- 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第8号	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条の規定に基づく報告	報告了承
報告第9号	平成23年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告了承
報告第10号	平成23年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	報告了承
報告第11号	平成23年度 中央電子計算組織処理状況報告	報告了承
報告第12号	平成23年度 小型電子計算組織利用報告	報告了承
諮問第17号	生活保護システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決定
報告第13号	障害者虐待防止に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第18号	障害者虐待防止に関する業務の外部委託について(新規)	決定
報告第14号	こども発達センター施設利用に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第15号	たんぼぼ園通所児童に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第16号	知的障害者通所施設利用に関する業務の登録について(追加)	報告了承
報告第17号	身体障害者通所施設利用に関する業務の登録について(追加)	報告了承

(裏面に続く)

諮問第 19 号	こども発達センター施設利用に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 20 号	たんぼぼ園通所児童に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 21 号	知的障害者通所施設利用に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 22 号	身体障害者通所施設利用に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 23 号	こども発達センター施設利用に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 24 号	たんぼぼ園通所児童に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 25 号	知的障害者通所施設利用に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 26 号	身体障害者通所施設利用に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 27 号	障害者施設（こども発達センター）緊急連絡メール配信システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 28 号	障害者施設（たんぼぼ園）緊急連絡メール配信システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 29 号	障害者施設（知的障害者通所施設）緊急連絡メール配信システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 30 号	障害者施設（身体障害者通所施設）緊急連絡メール配信システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 18 号	健康長寿モニター事業に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 31 号	健康長寿モニター事業に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規）	決 定
諮問第 32 号	健康長寿モニター台帳管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
報告第 19 号	災害時要援護者支援対策に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 33 号	災害時要援護者支援対策に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 34 号	災害時要援護者情報管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定
諮問第 35 号	建築確認に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 36 号	建築確認に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 37 号	建築確認・特殊建築物等定期報告事務（小型）に記録する個人情報の項目について	決 定
報告第 20 号	自転車駐車場運営管理に関する業務の登録について（追加・新規）	報告了承
諮問第 38 号	自転車駐車場運営管理に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 39 号	自転車駐車場使用希望調査（小型）に記録する個人情報の項目について（追加・変更）	決 定
報告第 21 号	特別永住者証明書に関する業務の登録について（新規）	報告了承
報告第 22 号	就労相談に関する業務の登録について（変更・追加）	報告了承
諮問第 40 号	就労相談に関する業務の外部委託について（変更）	決 定
諮問第 41 号	就労相談に関する業務の外部結合について（新規）	決 定
諮問第 42 号	杉並区就労支援センター事業管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定

会長	本日はご多忙のところ、また暑い中、当審議会にご出席いただきありがとうございます。ただいまより、本年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会します。はじめに、委員の変更について事務局からご紹介をお願いします。
情報・法務担当部長	お名前を名簿順に読み上げます。光森一誠様、大槻城一様、大和田伸様、山本あけみ様、以上4名の方々です。委嘱状は席上に配布しております。よろしくをお願いします。また、新しい委員名簿を席上にお配りしておりますので、ご確認いただければと存じます。
会長	次に、本日は都合により欠席される委員の方を、事務局からお知らせ願います。
情報・法務担当部長	本日は柴田豊幸委員、小幡正雄委員、高橋博委員の3名から欠席というご連絡をいただいております。
会長	それでは議題に入ります。審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、会議録の確定から入りたいと思います。報告・諮問事項の審議はその後ということになります。初めに資料1の第1回会議録について、事務局から補足や修正等がありますか。
情報政策課長	特に修正等はありません。
会長	委員の方々からございますか。
委員	会議録の内容についてはありませんが、出席者の名前についてです。現在、名字だけの表記になっています。これを初めのページだけでも、フルネームで書いていただければと思います。というのは、議事録を作る目的は言うまでもなく、記録だけではなく、後世においてその内容を検証するためです。どなたが発言したかを知りたいときに、名字だけだと探しにくいのです。例えば杉並区の課長クラスでも、名字の同じ方が何人もいらっしゃいます。その方が異動したりすると、ますますわからなくなるので、せめて1ページ目だけはフルネームでお願いできないでしょうか。
情報政策課長	会議録の記録のとどめ方というのは、一定の様式がありますので、ほかの議事録との均衡を考えながら進めたいと考えております。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
会長	それでは、平成24年度第1回会議録については確定といたします。 次に、報告・諮問事項の審議に入ります。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ、会長に渡す。
	(諮問文手交)
会長	ただいま、情報・法務担当部長より諮問文を受領いたしました。それでは報告・諮問事項から審議に入ります。はじめに、報告第8号から報告第12号までについて、事務局から説明をお願いします。

報告第 8 号、報告第 9 号、報告第 10 号、報告第 11 号、報告第 12 号	
区民課長	報告第 8 号について説明する。
情報政策課長	報告第 9 号、報告第 10 号について説明する。
情報システム課長	報告第 11 号、報告第 12 号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますか。
委員	質問をするに当たりパソコンを出してよいでしょうか。例規集や地方自治六法を参照するためです。
会長	別によろしいと思います。
委員	<p>ありがとうございます。まず報告第 8 号についてです。住基プライバシー条例（杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例）の規定に基づいて毎年報告されていることは、大変素晴らしいことだと思っています。しかし、私は、かねてより杉並区の住基プライバシー条例には改正が必要ではないかという課題を感じています。どの点かと言いますと、本日、報告第 8 号として 1 ページに報告されましたが、住基ネットが利用されたものは、これがすべてであるというように誤解されるのではないかという点です。なぜそのようになっているかという点、条例がそうなっているからです。</p> <p>住基プライバシー条例第 5 条には、情報公開・個人情報保護審議会への報告が規定されています。しかし、住民基本台帳法施行令第 30 条の 7 はその報告義務の対象ではないのです。住基ネットが実際にどのように利用されたかというのを見ると、その約 98%、約 99%は年金業務に使われているのです。年に 1 回、8 月 29 日に LASDEC（地方自治情報センター）からの報告を解析すると大体そのくらいの数字が出てきます。</p> <p>私は昨年度のもの入手してみました。まだデータの分析までは行っていませんが、例えば国民年金機構が使っているだけでも 82%です。そのほかに地方公務員の年金や恩給、国会議員の年金などもデータとしてはまだ残っており、そういったことにほとんど使われています。杉並区民の住基のデータというのは年金がほとんど、つまり住民基本台帳法施行令で言うと第 30 条の 7 の関係なのです。しかしそのことがこの報告第 8 号では出てこないのです。そういう意味で、提供の全体を知るために第 30 条の 7 を入れるべきだというのが、私の考えです。</p> <p>住基ネットというのは、そのほとんどが年金に使われている事実について、所管は認識しているのかどうかお尋ねします。</p>
区民課長	<p>法律では、いわゆる住基ネットを使って氏名、生年月日、住所といった本人確認情報を、年金などのさまざまな情報に活用するようになっていきます。少し古くて申し訳ありませんが、国の公表によりますと、平成 22 年 8 月から 23 年 7 月までの 1 年間で、本人確認情報が活用されたのは、約 1 億 9,100 万件でした。そのほとんどが年金の情報であると、私どもも認識しております。</p>
委員	これは法務担当に聞いたほうがいいのかと思います。杉並区の住基プライバシー条例ができた平成 13 年度の時点で、第 30 条の 7 に使われること自体

	<p>は、住基法の改正のときにはわかっていたわけです。第 30 条の 7 を入れなかったことについては、特別に理由があるのかどうかをお伺いします。</p>
政策法務担当課長	<p>平成 13 年にこの条例を制定した際、まだ個人情報の漏えいや脆弱性等の問題があることから、住基情報を出すに当たって、どれが漏れないか、送った場合にどうすればいいかということ想定していました。第 30 条の 7 については、基本的には都道府県の事務であり、こちらで規制できないことから、特に条例では設けておりませんでした。</p>
委員	<p>そうしますと、いま説明があったように、都道府県に渡したものだから、杉並区としては全く関知できないということですか。つまり、全体の 99% に当たる杉並区民の住基ネットワークに関する情報については、何件提供されたのか、それが年金に使われたのか、パスポートに使われたのか、そういったことについて杉並区は全く把握することはできない、そういう仕組みになっているということでしょうか。</p>
政策法務担当課長	<p>そうですね。国から、こういう使い方をしましたという報告を受ければ、当然こちらでも把握できますが、もし、なければ、区が出した本人確認情報がどう使われたかは、こちらが知り得る術はないということです。</p>
区民課長	<p>少し補足します。各自治体から提供された本人確認情報の件数について、東京都から毎年報告が来ております。今年 6 月の東京都からの報告では、東京都が使用した情報は 73 万 3,000 件ということです。この中で、パスポート申請手続は 57 万 6,000 件ほどです。併せて、国の利用も含めた杉並区からの情報提供の件数が 158 万 3,000 件というデータの報告も、定期的に都から来ております。</p>
委員	<p>そのデータは、把握することはできているということですね。先ほどの政策法務担当課長の説明は、杉並区の条例に東京都のことを規定するのは難しいのではないかと、ということだったのかどうかはわかりませんが、書き方によって、工夫によってできるのではないかと。つまり、この住基プライバシー条例の中に第 5 条を定めたというのは、住基ネットがどう利用されているかという全体像を把握するのが、もともとの趣旨ではないですか。さらに言うと、なぜこんなに年金が増えたかということ、実は住基ネットが始まって、8 月 5 日にライン稼働 10 年になります。その当時、年金は入っていなかった。入っていたけれども、こんなに増えていなかったのです。その後「消えた年金」などがあつた。もちろん「消えた年金」が、住基ネットで何とかなるという誤解をされては困るのですが、年金問題など国の体たらくがあつて、住基ネットをどんどん年金業務に使うようになったという後追いの事実があります。</p> <p>ですから、平成 13 年に杉並区が条例を作った当時に、別表のことまで入れていなかったというのは、趣旨からしてもわかります。つまり住民の提供のほうが主だったからです。年金業務というのは提供ではなくて、勝手に国が「情報をよこせ」、「見せろ」と言って、しかも^{とつごう}突合しているのです。「^{とつごう}突合」という言葉は、ちゃんと国の言葉としても使っております。いわゆるデータマッチングもやっていて、それに使っているということは、もうはっきり書いてある</p>

	<p>わけです。杉並区が条例を作った時点で、ここまで想定できなかったことは十分わかっています。都道府県の業務であることも、今のことで理解できます。しかし報告の中に 99% のことも含めなければ、やはりこの条例の第 5 条の趣旨が果たせないと思うのです。もう 1 回よく考えて、ご答弁いただけないでしょうか。</p>
政策法務担当課長	<p>確かにこの条例を作った当初、国の事務としてどういうものが使われるかというのは、まだ明らかになっていないところがありました。ただ、都道府県が公表義務に基づいて提供したものを、あえてまた杉並区の条例で二重に公表するかどうかについては、検討しなければいけないのではないかと考えております。</p>
委員	<p>東京都ではすでに公表しているということは、いま確認しました。ですから東京都の情報を私たち審議会委員が見に行けばいいわけですし、知ることもできるわけです。しかし審議会の委員としては、例えば今日こうやって報告されるときに参考資料として、「東京都ではこういう情報が公開されています。これを併せて見ることで、住基ネットの利用状況全体が把握できます」と言っただけだと私としては大変助かります。そういったご配慮はいただけないのでしょうか。</p>
情報・法務担当部長	<p>東京都の情報提供で、それはもう公表されているものですが、全体像をお示しするという意味では、私どもも少し精査させていただいた上で、できるだけわかりやすい報告になるよう考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。お願いします。</p> <p>次に報告第 9 号についてです。杉並区の情報公開請求について、これだけいろいろな請求があったと。活発なのか不活発なのか、ほかの自治体との比較はわかりませんが、所管としては杉並区の情報公開の程度は、かなり進んでいるとお考えなのか、それとも遅れているのか、中ぐらいなのか、何らかの認識を持っていれば教えてください。</p>
情報政策課長	<p>杉並区の情報公開は、進んでいると考えております。</p>
委員	<p>私は以前同じテーマで、他の自治体の議員と協力して、自分の自治体に情報公開請求をしたことがあります。そのときに講座の先生から、「杉並区は素晴らしい」と大変褒められました。何が素晴らしいかというと、非開示の理由が大変丁寧に書いてあるのです。開示する場合には「公開します」だけでいいわけです。開示しない場合には「一部公開します」、もしくは「全面公開しません」というものもあります。「一部公開します」ということは、非開示のものがあるということですから、その場合に非開示の理由を、杉並区の場合は大変細かく書いていたのです。ほかの自治体は「一部公開します」でも、大体「××は公開しません」とだけ書いてあって、理由が書いていないものがありました。そういった意味で大変詳しく書いてあるということは、私も実際にそこで知ったわけです。そういったことについても、当局は認識していらっしゃいますか。</p>
情報政策課長	<p>今回の資料にも非公開理由ということで、どうして非公開なのか、一部公開</p>

	<p>なのかをきちんと表示しております。また、報告の中でもその内容についてご説明しているところです。</p>
委員	<p>私はたびたび情報公開請求をしているわけですが、前任者の課長が非常に尽力したと聞いております。これは大変よい伝統ですので、是非続けていただきたいと思います。</p> <p>ただし、「非公開」も沢山あります。先ほど他の自治体で同じことをやっただと言いましたが、他の自治体では公開されたものが、杉並区では公開されないものがいくつもありました。特に業者が出した見積書などについては、それを開示すると「適正な意思形成に、著しい支障を生ずるおそれがある」ということで、「著しい何々」という情報公開条例に書いてある文言を、いともたやすく使っているという印象を受けました。著しいほどのものがそんなにたくさんあるかなという印象を受けました。今日ここで具体的な文言は言いませんけれども、そういった課題があることについても、是非認識していただきたいと思います。</p>
委員	<p>報告第9号、報告第10号について質問します。まず3ページの16についてです。防犯カメラについて杉並区は非常に慎重な取扱いで、条例まで作って、他の団体ではないような取組みをされていることには、敬意を表します。16には区自転車駐輪場の防犯カメラの映像が情報公開請求されるという、非常に珍しいケースが載っているので、参考までにお聞きしたいのです。もともと情報公開請求は、請求理由などは問われないで何人もできるはず、ですので、お答えできなければ結構ですが、参考までにお伺いします。防犯カメラの映像をどういう理由で情報公開請求されたのか、差し支えない範囲でお話いただければありがたいと思います。</p> <p>もう一つは、報告第10号の12ページの1にある「納税課との交渉記録」についてです。記録の名称としては、区民の立場から見たような記述になっているのですが、文書としてこういうものがあるのかどうか。記録の形態と記録の方法等がどういようになっているのか、参考までに教えていただければと思います。いまわからなければ、後日でも結構です。</p>
情報政策課長	<p>自転車駐輪場の防犯カメラの件は、自分の自転車が盗難に遭った方からの請求でした。防犯カメラに映っているのではないかと、ということで請求されたケースです。</p> <p>「納税課との交渉記録」は、自己情報開示請求があり、一部開示をしました。その中に、納税に係る調査項目が入っていたということです。</p>
委員	<p>「交渉記録」というのは、役所の文書としてはどういう名前で、どんな形態で記録されているのですか。</p>
情報政策課長	<p>納税課が滞納者との交渉を記録している、ということです。</p>
委員	<p>私は、報告第10号について質問します。個人情報保護条例第18条に基づく自己情報の開示請求の処理状況を見ますと、住民票申請書が30%を占めているということですが、この住民票申請書の不存在というのは、どういうことなのか。</p>

情報政策課長	自分の住民票が請求されたのではないかということで、自己情報開示請求をしたけれども、そういう事実がない場合は「不存在」ということもあるということです。そういうケースが、いくつかあるということです。
委員	係争などの問題があって、「不存在」としているのかなということも含めて思ったのです。それから、福祉事務所への相談記録が、「一部開示」になっているものと「開示」のものがあります。本来、自分の相談内容がどの程度記録されているかというのは、自己情報のコントロールということから考えると重要なことだと思うのですが、これらの「開示」と「一部開示」になった背景はいかがでしょうか。
情報政策課長	これは交渉記録の中に自分の情報のほかに、他人の個人情報もあるということです。
委員	わかりました。ありがとうございました。
委員	報告第9号についてです。実施機関として本日、選挙管理委員会は出席していないので、コメントだけ伝えておきます。情報公開請求をどなたがしたかということ自体も、重要な個人情報です。そのことを選挙管理委員会がある場所で明らかにしたということが、事例としてありました。選挙管理委員会に厳重注意をしていただきたいと思います。訴訟関係です。これだけにとどめておきます。
委員	報告第9号の「情報公開請求の内容及び処理状況」の10ページの274から276までです。これらが繰越しになっている理由と、今後の見通しを教えてください。
情報政策課長	年度末に請求されたので、可否決定が翌年度に繰越したということです。すでに処理済みです。
委員	ありがとうございました。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
会長	ほかにございますか。なければ、報告第8号から報告第12号までは報告を受けたことにいたします。 次に諮問第17号から諮問第30号まで、報告第13号から報告第17号までについて、事務局から説明をお願いします。
諮問第17号 報告第13号、諮問第18号 報告第14号、報告第15号、報告第16号、報告第17号、 諮問第19号、諮問第20号、諮問第21号、諮問第22号、諮問第23号、諮問第24号、 諮問第25号、諮問第26号、諮問第27号、諮問第28号、諮問第29号、諮問第30号	
情報政策課長	諮問第17号について説明する。 報告第13号、諮問第18号について説明する。 報告第14号、報告第15号、報告第16号、報告第17号、諮問第19号、諮問第20号、諮問第21号、諮問第22号、諮問第23号、諮問第24号、諮問第25号、諮問第26号、諮問第27号、諮問第28号、諮問第29号、諮問第30

	号について説明する。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。
委員	24 ページの諮問第 17 号について、個人情報の収集方法について通常「本人」とか、「本人以外」などがありますが、これにはありません。どこからこの在留資格や、在留期間の情報を収集するのでしょうか。
杉並福祉事務所長	外国人の方が生活保護を受けるという状況ですので、まず、最初にご本人からその状況を収集します。ただ、在留期間などは人によって違いますので、今回住民登録となり、そういったものは通常の業務で参照する機会があると考えています。
委員	参照する機会というのは具体的にどのようなことですか。
杉並福祉事務所長	例えば、在留期間が永遠にあるわけではないので、それが継続されているかどうか。あるいは、日本人の配偶者だった外国人の方が日本人と離婚した場合、在留資格が切れてしまうとか、そのようなことがあり、その場合は生活保護の状態を継続することにはならないので、節目節目でそういう確認が必要になってくるのです。
委員	そうしますと、担当課が節目節目で確認するということですか。まず第一は本人提供だとは理解します。しかし、生活保護を打ち切られることは本人にとって不利益にもなるので、積極的には、もしくは大至急には情報提供をしないことがあると思います。その場合に、いま言った住基のデータなどから収集するとのことですが、定期的に入手するということですか。
杉並福祉事務所長	そのとおりです。
委員	今回、入国管理局の端末を住基の窓口のところに持ってきて、ほとんどリアルタイムで情報が連携される形になるわけです。つまり、ほんとも入管から、この人はもう資格が切れていますとか、そういう情報がくる形になるのですか。
杉並福祉事務所長	入国管理局との情報の連携については、よくわかりませんが、従来から住民登録については福祉事務所などにある住基端末で確認ができるので、今後は外国人の場合もそれができるようになり、それを事務に活かしていくということです。
委員	そうしますと、定期的はその情報を収集しなければならなくなるわけですから、結構大変な負担がかかるように思うのですが、担当部署としてはどのように対応するのですか。
杉並福祉事務所長	いまでも、通常業務において小型電算システムである生活保護システムを使用していますが、当初生活保護システムを作ったときに、「在留資格」と「在留期間」の 2 情報が入っていなかったのです。そのため、わざわざ住基端末などで確認をしなければなりませんでした。それを、今回生活保護システムの中にこの 2 情報を取り入れて、事務の効率化を図り、間違いのない処理をしたいということです。

委員	<p>おそらく外国人登録制度から、住民基本台帳制度に変わったことが、なかなか理解できない方もいらっしゃるかと思いますが、今回こう変わりましたとか、例えば、区が本人以外からも在留資格などの情報を入手することができるようになってきているといった説明が必要かと思いますが、どのように考えていますか。</p>
杉並福祉事務所長	<p>これについては、従来の業務でも、住基端末などで確認はしてきました。それが、今回、生活保護システムの中で完結できるようにするという事です。生活保護を最初に申請したときには、そういった調査、確認は定期的に行ないますと本人にも説明していますし、日常業務の中でも、ケースワーカーが定期的にその方に電話をするなり訪問するなりしてそういったことの確認はやっています。</p>
委員	<p>わかりました。生活保護のシステムだけでなく役所の手続などは、一般の人からしても難しいものです。まして外国人の方は言葉がわからない、それから日本の行政システムがわからないといったこともあると思いますので、丁寧な説明をお願いします。</p> <p>続いて、諮問第 18 号、28 ページです。「対象となる個人の範囲」に「関係機関関係者」と書かれてあります。私は、この障害者虐待防止の業務において、情報収集するときに、本人や家族だけではなくて、そこからなかなか得られない情報がほかの第三者から得られるのではないかと考えています。それは大変重要なことであると考えています。例えば、同じ作業所に通うほかの通所者、まさに例えばその方も障害者であるわけですが、そういった方からも情報を収集することが必要ですしそうすべきだと考えていますが、ここに示された「関係者」の中にはその方々は含まれていますか。</p>
障害者施策課長	<p>含まれております。</p>
委員	<p>そのときに、なかなか意思疎通が難しいとか、例えば、「これこれですか」と聞くと、それに対しては常に「そうです」と答えてしまう。「これはこうではないのですか」と聞いても、また「そうです」と答えるということがあると思います。情報収集するときに配慮が必要だと思えますし、かなりデリケートな内容であります。その辺について所管はどういった配慮をするのですか。</p>
障害者施策課長	<p>委員からいまご指摘受けた部分は、非常に重要な部分と認識しています。今回障害者施策課にそういった受付の窓口を設けるわけですが、職員は研修なども十分受けています。対応について、いわゆる誘導して聞くことがないように配慮して、業務に取り組んでいきたいと考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。元より誘導するとは思いませんが、やはりそういう配慮をきちんとなされていることは大変うれしく思いました。以上です。</p>
会長	<p>ほかにございませんか。</p>
委員	<p>諮問第 17 号についてです。24 ページの「電算入力規模」に昨年度の相談件数が 7,087 件とありますが、この「相談件数」というのは具体的にはどういうことですか。それから、先ほど、日本人配偶者と離婚すれば生活保護の対象</p>

	外になるということで、生活の問題やセンシティブな問題もあるのかと思うのですが、その点については法との関係でどのように実施をしているのですか、教えてください。
杉並福祉事務所長	まず、「相談件数」は、日本人も含めた全体数で、通常的生活保護の申請のほか、例えば、応急小口資金の貸付のことや、一般的な生活相談も含めた数字です。日本人の配偶者だった外国人の方が離婚などによって在留資格を失っただとか、こういうことも最近増えています。これについては、在留資格が1年とか3年だとか大体期限が決まっています。その期限に近づいたときに確認するということです。生活保護を適用するに当たってのまず大前提の部分ですので、ケースワーカーが十分に説明しているところです。ただ、日本人の配偶者との間に生まれたお子さんを引き続き育てているケースなどもあります。その場合は、定住者という新たな身分を取得して、生活保護の適用が受けられることもありますので、ケースバイケースで説明しているということです。
委員	重要なお話だったと思います。少し安心しました。先ほどの「相談件数」が区内全体の件数で、「対象世帯数」と「対象人数」は外国人に限っての人数と捉えてよろしいのでしょうか。
杉並福祉事務所長	対象人数と対象世帯数については、外国人に限っての人数です。
委員	報告第13号、諮問第18号ですが、今回、家庭や福祉施設、職場での虐待防止に関する法律ができ、学校、病院が今回対象外になったと思っています。以前、高齢者虐待防止法も施行され、今回、障害者虐待防止が法制化されましたが、区の体制や、今後の課題を示してください。それから、居室（短期入所施設）の確保は外部委託となっていますが、どういうところへ委託するのか、区内の障害者団体はさまざまありますが、連携も考えているのか、その点を教えてください。
障害者施策課長	まず課題ですが、すでに児童虐待防止法、高齢者虐待防止法が先行していて、今回、障害者虐待防止法が施行されます。これまでの事例を聞くと、高齢者の虐待と障害者の虐待が複合的に絡み合ったケースがあり、困難な状況になっているということも聞いています。関係部署との連携を強めて、この課題に共に取り組んでいくことが必要だと感じています。それから、居室の確保のことですが、区内のショートステイを使う予定で、基本的には緊急ショートという形で確保しているところに、お願いしていく予定です。緊急で使われることは年間の中で非常に少ない状況ですので、あらかじめ虐待防止用に確保しておくことではありません。
委員	24、25ページの諮問第17号です。在留資格を記録することを諮問されているわけですが、個人情報の記録というのは情報公開・個人情報保護審議会の重要な審議事項のひとつです。区民の方がご覧になっても、どういう記録がされているのかを、わかりやすく記述しておくのがあるべき姿だと思います。他のページは非常に工夫されていて、その項目を見ると大体どういう項目が記録されているかがわかるように書かれています。ところが、「在留資格」と、これだけ見ると専門家にしかわかりません。どういう記録項目なのか、もう少し補足

	説明をしていただきたいと思います。
杉並福祉事務所長	在留資格ですが、まず、出入国管理及び難民認定法で定められた在留資格があります。戦前から日本に住んでいる外国人の方が、永住者という形で在留資格を持っています。日本人と結婚した外国の方は、在留資格があります。永住者、外国籍の方で、永住資格を持っている方の配偶者である外国人の方に在留資格があります。そのほかに、定住者という在留資格があり、在留資格が無制限の方もいれば、3年とか1年の方もいる状況です。
委員	<p>やはりこれだけだとわかりにくいので、例えば24ページの事務事業の概要の、内容のところは比較的丁寧に書いてありますので、ここでそれらのことがわかるように、今後改善等をしていただくことが必要ではないかと思えます。これは意見ですので返事は要りません。</p> <p>次に、46ページから55ページの諮問第19号から第30号について質問します。46ページに「委託の条件」がありますが、最近、個人情報の漏えいが大変多くなってきています。新聞で見たのですが、民間企業が委託会社に個人情報の処理を委託し、業務の終了後、「抹消証明書」を受託会社から取ったが、社員がコピーして持っていたということです。外形上、きちんと証明書まで出しているのですが、実態は恐ろしい個人情報のコピーがされていました。受託会社に対しての啓発、管理、統制が従来と同じ形では、また情報の漏えいが起こるのではないかと大変心配しています。従来の委託の条件は十分ですが、より魂を入れる形で、漏えいが起きている状況に関してどのように受託業者に対して啓発、指導をしようとしているのか、その点についてまずお伺いしたいと思います。</p>
障害者生活支援課長	従前の委託でやっていたことについては、きちんとやっていきたいとは思っていますが、先ほど話していただいたような新たな漏えいについては、関係する部署等ともよく対応できるように相談していききたいと思います。
委員	そういう状況を踏まえて、区としてさらに受託業者に対しての指導、統制をしっかりとやってください。これは、区民の個人情報を的確に守るという姿勢でやってもらいたいという意見ですので返事は結構です。
会長	ほかにございますでしょうか。よろしいですか。いまの意見ですが、そういう方向でやっていただけますね。
障害者生活支援課長	いろいろな部署と相談しながら、やりたいと思います。よろしく申し上げます。
会長	<p>よろしいですか。ほかにございますか。それでは、ご意見、ご質問がなければ、報告第13号から報告第17号までについては報告を受けたことにいたします。諮問第17号から諮問第30号までについては、決定といたします。</p> <p>次に、報告第18号、報告第19号、諮問第31号から諮問第37号までについて事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第18号、諮問第31号、諮問第32号 報告第19号、諮問第33号、諮問第34号</p>	

諮問第 35 号、諮問第 36 号、諮問第 37 号	
情報政策課長	報告第 18 号、諮問第 31 号、諮問第 32 号について説明する。 報告第 19 号、諮問第 33 号、諮問第 34 号について説明する。 諮問第 35 号、諮問第 36 号、諮問第 37 号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見等がありますか。
委員	報告第 18 号、諮問第 31 号、諮問第 32 号についてお伺いします。まず、このモニタリング調査が 80 歳以上の方を、5 年間も個人的に追っていくということで非常に興味深い調査だと思います。この中でわからないのが、調査の実際のやり方です。ご本人と会って調査するのか、電算で処理するのか教えてください。 もう 1 点、58 ページ以降の目的外利用記録票を見ると内容が簡素で、これで健康長寿を全うする項目、要因がわかるのかなという疑問が生まれました。また、61 ページの電算入力記録票も、機械的な内容しか入っていません。というのは、前の案件の登録票をよく見ると、暮らし向きだとか、住居の状況とか、もうちょっと詳しい情報を取るようになっていました。実際にこの調査の目的は、健康長寿の要因を調べることだと思います。その点、疑問に思いましたのでお答えいただきたいと思います。
保健福祉部 管理課長	今回の調査は、今年 80 歳を迎えられる、区政とともに生まれた皆様の中でご協力いただける方を対象とした 5 年間の調査です。 調査では、個人情報として、各種情報を収集させていただきます。既に区が持っている医療・介護、給付費のデータや、目的外利用のところにあるような、社会とのつながりを見る要素としての長寿応援ポイントの状況など、既に区が持っている状況に加え、面談での調査なども予定しています。 そういった調査項目を、57 ページの個人情報登録票に記載していますが、その中で健康長寿の秘訣として、社会とのつながりは大きなポイントになると考えています。そういう視点で調査を実施しますし、58 ページ以降の目的外利用の記録票の項目は、比較的すっきりと数値化されているので、面談と組み合わせて調査を実施します。
委員	面談も予定しているとのことなので、電算で入力されたものばかりではないということで期待をします。よろしくお願いします。
委員	諮問第 35 号、諮問第 36 号、諮問第 37 号についてです。まず、「建築計画概要書」を閲覧できるのはどなたでしょうか。もしくはどなたでも閲覧できるのですか。
建築課長	建築基準法で、どなたでも閲覧できるようになっています。
委員	それは法律で決まっているということなのですが、所有者によっては「私のデータは紙のままにしておいてくれ、電子データにしないでくれ」という人がいるかもしれません。つまり、紙の情報と電子情報は同じと言えば同じですが、電子データのほうが非常に簡便であるということで、見ることにするハードルが低くなるわけです。そういった意味で、私が所有する物件の情報は提供し

	たかないということは可能なのですか。
建築課長	閲覧場所や閲覧時間が限定されている、ということでご理解いただきたいと思います。
委員	例えば A さんが所有している物件を閲覧した方はどなたなのかということを探った場合には、それは公開される情報ですか。
建築課長	それは公開できません。
委員	わかりました、結構です。
委員	63 ページの個人情報登録票では、記録形態は「文書」と「電算」になっています。次の 64 ページを見ますと「文書」だけになっているのですが、これは違うものなのでしょうか。
保健福祉部 管理課長	今回の取組みですが、もともと災害時要援護に係る情報を、電算で管理しているものもあり、それに加えて建築物の安全性を総合的に診断する事業を行うものです。建築士が建物の確認・診断を行った結果は、基本的には文書となります。ただ、その中で一定の項目については、電算も含めた管理となる仕組みを予定しています。
委員	よくわかりません。63 ページには「文書」と「電算」の両方に が付いていて、64 ページには「文書」にだけ が付いているのは正しいのですか。
保健福祉部 管理課長	それぞれ、別の文書です。委託先との関係が、文書ということですか。
情報政策課長	外部委託記録票で文書となっているのは、委託先との授受の方法は文書で行うということですか。
委員	63 ページは 64 ページの報告を受けて、そして電算に入れるというふうに理解すればいいのですか。
保健福祉部 管理課長	はい、そのとおりです。
委員	委託先の民間事業者は、コンピュータを使わないで調査をするのは、間違いないですね。
建築課長	いま考えていますのは、一級建築士または二級建築士が要援護者のお住まいに行き、そこで現場を見て点検票でチェックする形です。電算化したデータを作るということは、特に考えていません。
委員	チェックされたその調査票が区のほうに納入される、そういう理解でいいのですか。
建築課長	そのとおりです。
委員	わかりました。
委員	報告第 18 号、56 ページからのところをお尋ねします。日本において長寿は幸せなものかどうかという視点で、この事業に関して結果が出てくるということは大変期待するところなのですが、いくつか質問させてください。 モニタリングの対象者数 3,800 人のうち、分析を行う人数が 1,140 人とありますが、全体の 30% というのがモニタリングにおいて妥当な数字なのかどう

	<p>か。それから、57ページの個人情報の記録の内容で「財産等の情報」が空欄になっています。これは集める必要のない情報という判断をされているのか、というところからの疑問なのですが、記録の内容、項目の決定までの流れを教えてください。最後に、不確かな情報で恐縮なのですが、似たような視点で国でも取り組み始めているような調査事業だったと思うのですが、例えば国で先行しているものなのか、それともこれから国で始めていくものなのか。情報がありませんでしたら教えてください。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>まず、分析を行う約1,000名というのは、対象者全体の30%、統計的には問題ない数字と考えています。</p> <p>また、「個人情報の記録の内容」の項目の決定は、高齢者について、また、長寿について研究を重ねていらっしゃる学識経験者の方や、実際に区内で高齢者の健康支援活動をされている皆様の意見もいただきながら、項目を整理させていただきました。やはり健康長寿とは、いわゆる医療や介護のような形で出てくる健康の部分と、社会的なつながりの部分との、両方をしっかり見ていく必要があるのではないかと考えています。</p> <p>国の動向については、80歳という一般的な高齢施策のさらに上の部分を目指すもので、これだけの規模で行うようなものについて実施されている所はないと思いますので、特徴的なものになるのではないかと考えています。</p>
委員	<p>報告第18号と諮問第31号、諮問第32号にかかわることなのですが、モニタリングの周知にはいろいろ課題もあるのかなと思うのですが、どのような対策を取って働きかけをしていくのですか。</p> <p>それから、「個人情報の記録の内容」の、「社会活動等の情報」で「団体加入の状況」、「社会活動の状況」と書かれています。町会や福祉団体ということであれば問題ないですが、いわゆる個人情報の収集禁止の、宗教や心情、思想にかかわることとの関連で、どのように整理をされていくのかを教えてください。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>まず、周知対策というのは、どういった観点のことでしょうか。</p>
委員	<p>つまり働きかけのことです。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>参加者を増やす、という趣旨でしょうか。</p>
委員	<p>まずはモニタリングのお知らせをすることが、重要ではないでしょうか。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>その点については、この調査にご協力いただけるかどうか、しっかりしたご本人の同意が必要です。わかりやすいご案内を、個別に郵送したいと思います。</p> <p>それから、「社会活動等の情報」については、例えばある程度高齢になられてから、70歳以降新しい活動を始めていらっしゃるとか、外出の頻度がどれくらいかといった外とのかかわりをどれくらい持っているか、という部分に力点を置いたものです。</p>
委員	<p>「社会活動等の情報」の収集は、本人の同意の上としても、かなり慎重にや</p>

	<p>る必要があると思います。</p> <p>お知らせの方法についてなのですが、役所の文書はかなり難しく、届いても封筒を開封しないまま、という話もあります。民生委員がやるにしても仕事量が多い状況の中、しっかり説明をしなければならないと感じました。その点、どのようにされるのか教えてください。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>やはり最初のご案内で、どれだけ内容を把握していただけるかが重要です。同意をいただかなければ、こちらの調査が成り立ちません。無理矢理求めるというものではなく、ご案内したものがしっかり伝わって、それに納得いただけるかが重要だと思っています。わかりやすく、丁寧に、ポイントをちゃんとお伝えできるように、しっかり工夫していかないといけないと考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございました。報告第 19 号について、今回、災害時要援護者へのこのような対策が取られたということは、大変重要な取組みだと改めて感じています。今回、個人情報の収集方法で本人同意、本人の意思確認もされるということなのですが、なかなか確認のできない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。その点で、ご本人の同意といいますが、意思はどのように確認されるのか教えてください。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>今回、新しく始めさせていただきます建物の診断は、利用を希望される方から申請していただく仕組みです。もともとの災害時要援護者支援対策の中の「地域のたすけあいネットワーク」の登録につきましても、こちらから対象となり得る方にはご案内をしますが、希望者からの登録です。いずれも希望者です。</p> <p>「たすけあいネットワーク」のほうに手を挙げられない方もいるという問題については、そういった方もいらっしゃる可能性は否定できないところですので、こちらとしてもしっかりご案内させていただいているところです。一方で同居の方がいらっしゃる場合、ご自身がそういった事情であることを周りには知られたくないなど、さまざまな事情をそれぞれ抱えていらっしゃる場合がございますので、それぞれの制度の周知を丁寧に図っていくことがまず大事なことではないかと考えています。</p>
会長	<p>ほかにありますでしょうか。</p>
委員	<p>いまの件ですが、あくまでも要援護者の希望を募るのですか。</p>
保健福祉部 管理課長	<p>今回、付議させていただいていますところは、新規事業で希望制です。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>56 ページの健康長寿モニター事業について、80 歳の区民を対象とした理由を教えてください。いま、男性は平均寿命が 79.5 歳ぐらい、女性は 85 歳ぐらいですので男女差がかなりあるのではないかと思います。</p> <p>これを見ると、80 歳の人口が区内で 3,800 人いるのでしょうか。そこから 1,140 人抽出するというのですが、男女差がかなりあるので、その辺を考慮してモニターしないと、偏った数字が出ると思います。その辺はどうされている</p>

	のでしょうか。
保健福祉部 管理課長	報告・諮問事項説明書にも記載しましたが、男女差もあります。やはり80歳を節目としているいろいろな大きな変化が出てきます。その部分を5年間しっかり追跡していきます。これまでも杉並区では健康長寿の取組みを進めてきているところですが、さらにもう一段進めていく際に、いちばん大きな変化が出てくる80歳であり、併せて、本年度は区政施行80周年というところもあり、区政と共に歩みを始められた皆様を対象とする、そういった意味もごさいます。
委員	個人情報登録票に「財産の情報」とあります。これに詳しい説明がないのですが、どのような調査をするのでしょうか。
保健福祉部 管理課長	こちらの部分は特にありません。財産等の情報として収集する項目は、ございません。
委員	モニタリングの対象者は、どのように選ぶのですか。
保健福祉部 管理課長	まず、80歳のすべての皆様にご案内します。そのうち同意いただける方について、さらに情報の収集をしていきます。
委員	全体の30%というのは、どういう推定ですか。
保健福祉部 管理課長	まず、最初のご案内で同意をいただける方が概ね6割程度、次に、面談までいらっしゃる方がさらにその半分、そうなりますと全体の30%程度になるのではなかろうかという見込みです。
会長	ほかにありますでしょうか。
委員	諮問第35号、諮問第36号、諮問第37号の件で伺います。この建築計画概要書には例えば図面情報、敷地図、もしくは配置図等も載っていますか。
建築課長	配置図が載っています。
委員	それには例えば配置で何センチ入っているとか、どれだけ高低差、数値も入っていますか。
建築課長	数値が入っている場合もあります。
委員	私も以前概要書を見たことがあります。役所ごとで少しずつ違いましたけど、住所と名前を書いて、簡単にその概要書を見られました。この概要書を見たあと、その人が見たという情報は、どういう形で保存されるんですか。
建築課長	3年保存して、廃棄する形になっています。
委員	紙のまま保存するということですか。
建築課長	そのとおりです。
委員	実はこの図面情報を見ると、そのお宅のどこを人が歩けるのか、どういうようにつながっているのか、道路上では特定できないものまで住宅地図よりかなり詳しく確認ができます。杉並区の危機管理室から、空巢情報などが入ります。杉並区も世田谷区などと同じで、空巢が大変多い地域ですが、個人のさまざまな財産を簡単に見られてしまうわけです。いまは本人確認をした上で、見る形になっているのですか。閲覧者の情報として名前、何日に何丁目を閲覧したということは、区側も手数料を取るわけですから、そういう確認をしていただくことも、さまざまな犯罪から区民を守る意味でひとつの抑止力になるのではな

	いかと考えますが、いかがですか。
建築課長	<p>基本的には、建築基準法に基づく概要書閲覧制度によるもので、氏名、あとは手数料を払っていただければ基本的には現地と同じ、配置図というのは現地と同じような形で描いてあるものなので、公然の事実ということで、その辺は是非ともご理解いただきたいと考えています。</p> <p>また、公文書として受け付けた書類について、区の文書の規定に基づいて適正に管理していきたいと考えています。</p>
委員	3年保存というのは全国一律ですか、それとも杉並区独自のものですか。
建築課長	杉並区として、3年保存と判断したという形です。
委員	私が概要書を閲覧したときには非常に簡易に、それこそ嘘でも住所と名前を書けば閲覧できそうなものでした。これだけの情報があれば、その敷地と建物との関係性がよくわかります。これは意見ですけれども、今後より見やすくなるわけですから、慎重な対応をお願いしたいと思います。
会長	ほかにありますでしょうか。ないようですので第18号、第19号の報告は受けたことにします。諮問第31号から第37号までについては決定とします。報告第20号から報告第22号まで、諮問第38号から諮問第42号までについて事務局から説明をお願いします。
<p>報告第20号、諮問第38号、諮問第39号 報告第21号 報告第22号、諮問第40号、諮問第41号、諮問第42号</p>	
情報政策課長	<p>報告第20号、諮問第38号、諮問第39号について説明する。</p> <p>報告第21号について説明する。</p> <p>報告第22号、諮問第40号、諮問第41号、諮問第42号について説明する。</p>
会長	ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見はありますか。
委員	70ページの「個人情報の記録の内容」の「生活状況等の情報」に、「家族構成」があります。これは既に審議会で承認されている事項なので、ここで言うのはどうかと思いますが、その状況を知りたいのです。この自転車駐車場の運営管理で家族構成というのは、結果的に必要あったのでしょうか。これがなかったら、何か困るのでしょうか。
交通対策課長	現在、有料制の自転車駐車場と登録制の自転車駐車場があります。登録制駐車場は、西永福町駅と富士見ヶ丘駅の2か所です。登録制の駐車場は申請できるその距離が決まっていますが、保育園の送り迎えがある場合は距離の緩和をしています。その場合、家族構成が必要になっています。
委員	わかりました。
委員	同じく自転車駐車場運営管理についてですが、今回こういったデータ入力をする目的の大きな一つは、名寄せをすることだと思います。個人情報を収集して、それをデータベースにすることと、そこからまたさらに名寄せをしてデータを加工するということは、違う局面ではないかと私は思っているの

	<p>す。杉並区の個人情報保護条例を読んでも、あまりそういったことは出て来ません。せいぜい第 13 条の適正利用の原則ぐらいしか見当たらないのですが、当局においてはどのような認識をなさっていますか。</p>
情報政策課長	<p>今回の場合は、同一の個人の方が、複数の自転車駐車場の申込みをされるということで、その実態を把握することについては、特に条例上問題になるという認識ではありません。</p>
委員	<p>お聞きしたいのは、データをどのように利用するかも含めて、すべて当局に任されているということです。つまり、条例を読みますと、「適正に利用しなければならない」と杉並区個人情報保護条例第 13 条にあります。これが適正かどうかを判断するのは、行政側にあるわけです。そして、もうすべてと言っていいぐらいいろいろな場面において、行政の裁量権が広く広汎に認められているがために、住民がいろいろ疑義を申し立てても、なかなかその不服が受け入れられないことがあるわけです。ということは、行政が一度収集した情報は、それをどのように使おうと、例えば 2 次加工、3 次加工しても、それは全然問題ないと考えているということですか。改めて確認します。</p>
情報政策課長	<p>どのように利用しても問題ないということをご説明しているわけではありません。今回の利用というのは、あくまでも適正であるという考えです。</p>
委員	<p>ではこの情報は、どのような形で収集するのですか。自転車駐車を申し込んだ方には、例えば健康保険証のようなもので住所確認、本人確認をしましょうか。</p>
交通対策課長	<p>申込みの際、申請書に記入された内容をもって、確認させていただいています。</p>
委員	<p>そうしますと実務上では、住所の書き方でマンションの名前が書かれてないと、同じ番地でも違う人だと、本来だったら別々に認識しなければいけないと思います。家族が何人も申し込むとかいろいろあると思いますが、そういった場合には類推して、この人とこの人は同じだなど。家族の場合は別かもしれませんが、ちょっと住所がよく似ているけど、同じだなど考えたりして名寄せをしていくということになりますか。</p>
交通対策課長	<p>委員がおっしゃるとおりで、現在は、そこまで厳しく本人確認していません。家族でそれぞれ自転車をお持ちになって申込みをされた場合には、それは一個人と数えています。確かに住所を変えて何種類かという形で、同じ名前で申し込まれた場合には、その名寄せにおいて少し支障が出る可能性があると考えています。</p>
委員	<p>私は、むしろ自転車の駐車場に関して、それほど厳格な情報収集はするべきではないと考えていますので、それについては理解しました。</p> <p>そうしますと、収集して名寄せをしますね。その方がどこかの駐輪場の申込みに当たり、待機者でなくなったとすると、ほかにも申し込んでいた場合には、あなたはここに決まったのだから、ほかの申込みは取り下げてくださいというような利用をするのでしょうか。</p>

交通対策課長	<p>利用者の希望を優先する、という意味があります。第一希望に当たればよいのですが、例えば、第3希望だとご本人が思っていた場合、待機者として残しておかないと、その方の第一希望の駐車場を提供できませんので、そういった削除については考えていません。</p>
委員	<p>なるほど。そうしますと、今回こういう仕組みになったとしても、申込者にとって特にデメリットがあるとか、不利益があるとか、前と比べて何か使いづらくなったな、ということではなさそうですが、そういうことでよろしいのでしょうか。</p>
交通対策課長	<p>特にデメリットは考えてはいませんが、不利益を与えるつもりはありません。あくまで当初の目的である、待機者の人数を調べて今後の整備に役立てていきたいと考えています。</p>
委員	<p>今回このように利用しますよ、ということを利用者にはお伝えするのでしょうか。また、今後の利用申込みに対してだけなのか、それとも、いま現在の待機者についても、全てデータベース化するのでしょうか。</p>
交通対策課長	<p>お知らせについては、いまのところ考えていません。いま申込書を紙でいただいているので、その内容ということでご理解いただければと思っています。</p> <p>今後のことですが、いま、その申込者と、待機者という形で入れさせていただきますが、1、2年で大きく変わる内容ではありませんので、生活状況などいろいろな環境の状況を見ながら、例えば5年とか10年という形で更新をかけて役立てていこうかと、現在のところ考えています。</p>
委員	<p>このように収集し、こういうふうにご利用しますよということを、紙に書いたものを張り出すべきだと思います。皆様の待機状況を区がきちんと把握するため、このようにしましたという報告でもいいと思います。そういうふうにして伝えることに、何か支障がありますか。</p>
交通対策課長	<p>特にないとは思いますが、これまでやってきた中でのことを参考にしながら、少し検討させていただければと思います。</p>
委員	<p>積極的に検討をお願いいたします。</p> <p>もう1つ、最後の81ページの図ですが、この図があることで理解しやすくなりました、という意見です。というのは、75ページのいちばん下に「外部ネットワークには接続しない」と書いておいて、上のほうを読むと、「電子メールを使用する」と書いてあるので、これは一体どういうことなのかと思いましたが、最後のこの図を見た時に、関係性が大変よくわかりました。こういうことを是非続けていただけると嬉しいので、お願いいたします。以上です。</p>
委員	<p>76ページの個人情報登録票に、今回新たに追加された「心身の状況」ということですが、昨今の状況を見ているととても重要な項目だとは思いますが、把握するのが、大変難しい項目であると思います。本人の申請のみとするのか、もしくは精神疾患のような見えない疾患を抱えている場合には、何か診断書のようなものを提示する必要があるのか、どれぐらいの踏み込み具合でその心身の状況を把握していくのかをお尋ねしたいのです。</p>

産業振興センター次長	<p>心身の状況については、客観的に把握できる、例えば手帳をお持ちの方は、確かにその手帳をお示しいただいて、把握していきたいと思っています。</p> <p>精神疾患とか発達障害とか、明らかに客観的にわからないような状況の場合には、相談をしていく過程でその相談員、カウンセラーができる限り客観的にその情報を把握していくということになるかと思っています。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>報告 22 の、いま委員がおっしゃった心身の状況というのは、何を意味するのかと思ひ質問したいと思ったのですが、いまのお話でいきますと、これまでのいわゆる相談の中で、そういう対象者が相談に来られるということはあったのでしょうか。</p>
産業振興センター次長	<p>記録を読む限りでは、生活歴とか職業歴とか、そういうところから、例えば情緒が不安定であるとか、コミュニケーション能力が欠けていそうだとか、そういったところは把握できるかと思っています。</p>
委員	<p>障害を持たれている方であれば、自立支援センターとか雇用支援とか、障害者の対応があるかなとも思ったのですが、今回、こういうことをあらかじめ把握するということが、本人にとってどういう利益があるのかな、と私は疑問を感じたのです。今後、いわゆる関係機関、福祉事務所との連携が対象となるということから言いますと、むしろ生活保護世帯の人たちを対象にしてそういうことを考えていらっしゃるのかと感じたのですが、その点はそうではないということなのでしょうか。</p>
産業振興センター次長	<p>ここに記載のある関係機関、福祉事務所は、「福祉事務所等」と書いてありまして、福祉事務所に限定するわけではありません。例えば精神疾患を有する方は、保健所につなげるとか、障害者の方については、ワークサポート杉並につなげるとか、母子の方については、子ども家庭支援センターにつなげるとか、そういったことを想定しています。</p>
委員	<p>これは民間事業者、NPO が運営をされていくわけですが、専門性ということでは、その部分についても保障されているということですか。</p>
産業振興センター次長	<p>委託内容についても詳細に事前準備をして、12月の開設に向けていきたいと思っています。</p>
委員	<p>76ページの「生活状況等の情報」の「事業参加の状況」というのは、どういう事業の参加の状況なのかを、教えてください。</p>
産業振興センター次長	<p>この事業は、就労関連の事業がいくつかあります。例えば就職支援セミナーと言って、面接の仕方とか、履歴書の書き方とか、そういったセミナーを区でも開催しています。また、区とハローワークと共同で、実際に面接会を開催していますので、そういった就労関連事業への参加状況のことで、この記載の目的は、就労意欲がどの程度あるかを把握することです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ほかに何かありますか。ないようですので、報告第20号から報告第22号までについては、報告を受けたことにします。諮問第38号から諮問第42号までは決定とします。</p>

	<p>それでは、いままで審議しました諮問事項について答申をしたいと思 います。事務局から答申案文をお配りします。 この内容でよろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、この内容で答申文を、情報・法務担当 部長に渡したいと思います。</p>
	<p>(答申文手交)</p>
会長	<p>本日の議題は以上です。事務局から何かありますか。</p>
情報政策課長	<p>次回の審議会の日程です。次回の審議会は平成 24 年 10 月 31 日(水)午後 2時からを予定したいと考えています。</p>
会長	<p>以上で第 2 回情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日はあり がとうございました。</p>